

『都氏文集』の諸本について

中條, 順子

<https://doi.org/10.15017/12087>

出版情報 : 語文研究. 46, pp.18-29, 1978-12-01. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

『都氏文集』の諸本について

中 條 順 子

以下に簡単な書誌を記す。() は簡称を示す。

1、内閣文庫蔵紅葉山文庫本

〔内甲本〕

大(二八・五×二・五)三冊。袋綴。慶長写。「御書籍來歴志」に著録された善本。外題は、題簽に「都氏文集三」「都氏文集四」「都氏文集五」と記す。内題も同じ。第一・第二・第三冊は各一丁の白紙を前後にもち、墨付は順に、一八・二二・一九丁。野線の入った楮紙に半丁一七字八行書。巻首に「秘閣圖書之章」「内閣文庫」「日本政府圖書」、巻尾に「日本政府圖書」「内閣文庫」の印記をもつ。識語・奥書・書入れの類はない。

2、内閣文庫蔵林羅山本

〔内乙本〕

二冊で一組として扱われているが、第二冊には「都氏文集補遺」とあり、それぞれの書写年代も異なる。

○第一冊 大(二八・二×一・九・〇)一冊。袋綴。江戸初期写。外題は「原本都氏文集 全」と打付書。内題同じ。墨付六〇丁。一七字八行書。墨で校合するが、傍書・ミセケチの他、字の上に加筆修正したため読みづらい箇所もかなりある。一部朱で読点を施す。巻末の左下端に「春齋一校」と墨書。書写は巻毎に異筆のようであり、

「都氏文集」は都良香(八三四―八七九)の作品集であり、「三代実録」等では六巻から成ると伝えられている。しかし、現存本はいずれも三巻の残闕本であり、巻三一五と記す伝本もあることから、首尾を佚した形とみられる。その内容には、賦・銘・讃をはじめとして、対策や省試の詩作に対する評定の文など、当時、文章博士の立場にいて文字に携わっていた人物の作品に対する見方を垣間見ることのできる文章を含んでおり、その資料の貴重なことは既に川口久雄氏によって指摘されているところである。にも拘らず、平安朝漢文学作品の例にもれず、これらの作品に対する注釈はおろか、その土台となるところの本文批判さえもなされていない、という現状である。

本稿は、現存する伝本を整理して、より純粋な信頼しうる伝本及び本文を得ることをめざすものである。

一

現存することを確認できた「都氏文集」の伝本は、「国書総目録」及び「平安朝日本漢文学史の研究」(上巻一六八頁)に所載の諸本に、更に二本(東北大学本・井上文庫本)を加えた十三本である。

卷三本文と校合文、及び「春齋一校」が同筆と思われる。「内閣文庫圖書分類目録」に「林恕等」の写、とあることも考え合わせて、内乙本は林鶯峯他二名が書写し、鶯峯が校合をしたとみることができると思う。印記は、表紙右上と巻尾に「昌平坂学問所」黒印、巻首に「林氏蔵書」「日本政府圖書」「江雲渭樹」「浅草文庫」印がある。「江雲渭樹」から林羅山の手沢本であり、又、「林氏蔵書」印から、林述斎の時に昌平坂学問所へ移管されたものと推定される。

○第二冊 大(二八・二×一九・〇) 袋綴。第一冊と同じ体裁で同じ淡茶の表紙をもつが古色に劣る。外題(題簽)には「都氏文集補遺」と記す。内題も同じ。墨付二〇丁。一七字一〇行。本文の末尾六丁は一六字八行書。巻尾三丁にわたり「慶安二年孟秋日 常山率然子撰」という光圀の跋文を記すが江戸後期の写である。印記は、巻首に「書籍館印」「浅草文庫」「和学講談所」「日本政府圖書」の四印をもつ。印記から辿りうる上限は「和学講談所」ということになろう。

3、内閣文庫蔵紅葉山文庫本 [内丙本]
大(二九・八×二〇・三) 一冊。袋綴。江戸中期写。外題は題簽に「都氏文集 全」と記す。内題同様。全四九丁。内墨付四八丁。二〇字九行書。「日本政府圖書」「秘閣圖書之章」「紅葉山本」「大学校圖書之印」の四印をもつ。一三ヶ所に異本との校合を墨書する。奥書等はない。

4、静嘉堂文庫蔵本 [静本]
大(二七・三×一八・〇) 一冊。袋綴。外題は打付書で「都氏文集」とあり、内題も同じ。墨付五〇丁。一九字九行書。朱と青とで校合

し、訓点を施す。印記は、巻首に「静嘉堂蔵書」「松井氏蔵書」の二印をもつ。榎原芳野旧蔵の松井簡治蔵本という。巻尾に「右都氏文集一冊依 / 君命繕写既成以弘文院林学士柳谷野子 / 苞家蔵之二本校之 / 旨寛文壬子仲夏初九之日日永文几識」という筆写者のものと思われる識語をもつ。

5、加賀文庫本 (東京都立中央図書館所蔵) [加本]
大(二七・三×一八・〇) 一冊。袋綴。江戸末期写。題簽の上部が破損し「□□文集 全」と読める。内題「都氏文集」。墨付五〇丁。一九字九行書。巻首に「加賀文庫」「孝経樓」の印記をもつ。加賀豊三郎氏蒐集本である。施点は最初の一行のみで、以下、校合・書入れの類はない。静本と同じ寛文の識語をもつが、筆写者のものとは思われない。

6、京都大学附属図書館所蔵菊亭家依託本 [京大本]
大(二九・〇×二〇・六) 一冊。袋綴。江戸初期の写。「都氏文集并補遺」と打付書。内題同じ。都氏文集本文と補遺とを合綴。一筆である。文集・補遺共に目録をもつ。全七〇丁。前後に白丁二丁、文集の墨付五五丁、半丁の白紙をはさみ、補遺一丁が続く。一七字一〇行。「今出川蔵書」の印記をもつ。奥書・識語の類はない。朱と墨で校合し、朱で句点を打つ。

7、書陵部蔵本 [書本]
大(二五・五×一七・六) 一冊。袋綴。江戸初期の写。題簽の剝落した跡があり、「都氏文集 全」と打付書。内題も同じ。全五二丁。うち墨付五〇丁。一九字九行書。「宮内庁圖書印」「圖書寮印」をもつ。異本との校合を墨書し、朱で傍線・傍点を施す。三ヶ所に付箋をもつ。

8、陽明文庫蔵本

〔陽本〕

大(二七・〇×九・五巻)一冊。袋綴。近世初期写。外題は「都良香集全」と打付書。内題は「都氏文集」とある。表紙見返しに、「本朝書籍目録云都氏文集一帖都良香／三代実録三十五 元慶三年二月廿五日云／文章博士從五位下兼大内記越前権介都朝臣良香／有集六卷」と墨書。白丁はなく墨付三八丁一。九字二行書。朱で三代実録・イ本・別のイ本と校合する。印記・奥書の類はない。

9、三手文庫蔵今井似閑奉納本

〔三手本〕

大(二七・九×二〇・〇巻)一冊。袋綴。表紙中央に打付書で「都氏文集上中 闕本」(上中下に朱でミセケチを施し、一二三とする)と墨書。内題同じ。紙数は全五六丁。うち墨付五三丁。一七字一〇行書。巻首右上に「賀茂三手文庫」印、右下に「上鴨奉納」瓢形印、「今井似閑」の印をもつ。巻尾に「右都氏文集闕本三卷者憑人借洛下／松下見林叟之本令人寫之乎手本自校之／三代実録并本朝文粹所載者以彼互／校其他更得好本之時可校耳／元禄十年歲次丁丑九月七日／密乘沙門契沖」という奥書をもつ。文粹・三代実録と朱で校合し、加點。契沖書入本。

10、山口県立山口図書館蔵本

〔山口本〕

大(二五・五×九・五巻)一冊。袋綴。外題は左上の題簽に「都氏文集」と記す。内題同じ。全六七丁。うち墨付六五丁。一三字一〇行書。巻首に「明倫館印」をもつ。朱で校合し、三手本と同じ契沖の奥書をもつ。この山口本は、藩校明倫館の創設にあたって、上鴨神社に奉納することになっていた今井似閑本を長州に運び、数人の手で短期間に転写した、所謂大黒屋本の中の一冊である。よって、奥

書にいう元禄十年より三十年程後の享保四年——元文四年(明倫館創設——神社へ奉納終了)の間に書写されたと考えられる。

11、東北大学附属図書館蔵本

〔東北大本〕

大三冊。袋綴。江戸後期の写。外題は打付書で「都氏文集上」「都氏文集下」「都氏文集下」と記す。巻首に「第二高等学校圖書」印をもつ。朱で校合し、三手本・山口本と同じ元禄十年契沖の奥書を有している。墨付は順に一七・廿一・一八丁。一六字一〇行書。

12、九州大学附属図書館蔵本

〔九大本〕

大(二七・五×九・二巻)一冊。袋綴。外題はない。内題「都氏文集」。全三八丁。うち墨付三六丁。二〇字一行書。巻首右下に「歲寒堂所蔵／附與明倫堂／敬承蘊義塾／不敢出他方／同門看讀者／肅無致孟浪」という朱印(五・三×七・〇巻)をもつ。奥書、書入れはない。江戸末期の写。

13、井上文庫蔵本(東京都立中央図書館蔵井上哲次郎文庫)

〔井上本〕

大(二六・四×一八・六巻)一冊。袋綴。外題は打付書で「都氏文集完」とある。内題も同じ。墨付四一丁。一行一九字書。「井上巽軒蔵書之印」「井上文庫」印をもつ。校合、書入れはない。四一丁裏の末行に「右都氏文集三卷四十天和和初元孟冬既望寫」という識語をもつが、書写年代は天和より下って、江戸末期と推定され、筆写者自身の識語とは考えられない。

二

以上、現存する伝本の書誌について簡単に述べたが、原典により近い形に溯源するためには、次に伝本間の関係を把握し系統だてることが必要である。十三本は内容や配列においてそれ程大きな違い

は見られないが、字句に関してかなりの異同がみられる。そこで、先ず、「伝本間に共通する異字」を手懸りとして、本文の内部から検討を加えてみようと思う。書誌において既に奥書等共通の要素をもつ伝本も存するが、本文の問題はそれらとは離して考えるべきであり、十三本の本文を全く同じ条件のもとで比較するのが妥当であると考える。

十三本の共通異字数は六二五である。本来ならば全共通異字を示して検討すべきであるが、今はこれを略し、共通異字をもつ伝本の組合せを表にして示す。

。たとえば、内甲本と内乙本に「獨喧而」とあり、内丙本・静嘉堂本・加賀本・京大本・書院部本・陽明本・三手本・山日本・東北大本・九大本・井上本に「獨喧而」とある場合は、

B 内甲内乙・内丙静加京書陽三山東九井 の組合せとなる。
 。その組合せをもつ共通異字の多少が、そのまま組合せ内の伝本間の親縁を示す指標となる。

。表には共通異字を11以上もつ組合せを数の多い順に並べ、A Jとした。この10の組合せには、共通異字部中郷が含まれ、残りの20は10の組合せに分かれるが、共通異字は10以下であり、伝本間の関係を示していると言ひ難く、ひとまず考察の対象外とする。

伝本の組合せ		組合せに含まれる 共通異字数	
A	三山東・内甲内乙内丙静加京書陽九井	104	
B	内甲内乙・内丙静加京書陽三山東九井	48	
C	書陽・内甲内乙内丙静加京三山東九井	42	
D	内甲内乙内丙静加京書陽・三山東九井	37	
E	内甲内乙内丙静加京書陽井・三山東九	37	
F	内甲内乙京・内丙静加書陽三山東九井	35	
G	内甲内乙内丙静加京・書陽三山東九井	30	

H	内甲内乙内丙静加京書陽九・三山東井	26
I	内甲内乙京書陽・内丙静加三山東九井	15
J	内甲内乙内丙静加京書陽三山東・九井	11

以下、表によって明らかになる関係について見てみよう。
 ①三手本・山日本・東北大本について

これら三本の独自の共通異字数は表のAからも明らかのように、群を抜いている。書誌の上でも、同じ奥書を有するという共通点をもつ三本が、本文の面でも極めて近い関係にあることが明らかになったと言えよう。ここで再び三本共通の奥書を取り上げて若十の考察を加えてみたい。

右都氏文集關本三卷者憑人借洛下
 松下見林叟之本令人寫之乎自校之
 三代実録并本朝文粹所載者以彼互
 校其他更得好本之時可校耳
 元禄十年歲次丁丑九月七日

密乘沙門契冲

「令人寫之乎自校之」の「乎」が「乎」「手」いずれか紛らわしいため二通りの見方ができる。即ち、「乎」とよむと、「松下見林の本を借る。人をして写さしむるか。自ら之を校す云々」となり、見林本が見林以外の他者の写であったとこれよう。これを「手」とみると「手目」が「てすから」と訓めるので、「松下見林の本を借り、人をして之を写さしめ、てすから之を校した」の意にとれよう。三手文庫の御教示によればこの三手本は「契冲書入本」ということであるから、本文は異筆とみるべきで、ここは「手目」とよむ

のが妥当であると考え。したがって奥書の大意は、人に憑たのんで松下見林叟の本を借り、人に写させて（契沖が）てずから校合し、本朝文粹や三代実録に載っているものについては、それと校合した、その他のものは好い本が得られた時に校合すべし、というのである。今井似閑奉納本中の少なくとも凌雲集・経国集・靈異記等五部の書物に、元禄十一年の間に契沖が見林から借りて書写校合した旨の奥書であり、この本もその中の一本であったのであろう。

契沖自筆の奥書と書入を有している三手文庫本に対して、他の二本はその転写本と考えられる。書誌でも触れたが、山口本は伝写経路の明瞭な三手本の直接の転写本である。即ち、長州藩校明倫館創設の享保四年から元文四年の間に転写されたのが山口本であり、転写後すぐに上鴨神社に奉納された親本が三手本である。山口本には、短期間での忠実な転写ではあるが数カ所に脱字や校合文の本文混入がみられる。一方、東北大本は、山口本と脱字箇所を共有せず、山口本とは別の経路を辿った三手本の転写本であるらしい。

三手本及びその転写本は、前掲の表、DEGHから、九大本・井上本と多くの要素を共有し、内甲内乙内丙静加京本とは要素を異にする場合が少なくないようである。以下、共通異字の中から数例を示してみる。

● 共通異字例の上に、静嘉堂本における異字の位置を示した。
たとえば「16ウ九」は「第16丁裏九行目」をいう。

● は異字を示す。

○ 先述の如く、伝本間には配列等の大きな異同はみられない。従って、伝本間の字句の異同は、ある時点で偶然により生じた異同のためとは一つであった本文が分岐したことに帰因するとみられる。

以下にあげる共通異字の例も、伝本それぞれの書写者の手によって生じた異同ではなく、前次元の分岐時点における親本の姿にもつくようなものをあげるようにつとめた。

D	三山東九井	閏二月廿一日	16ウ七	閏二月廿一日
		松羅之茂	19ウ三	松羅之茂
		不為召之功臣有傳世	23才六	不為召之功臣有傳世
		元慶二年五月五日	27ウ三	元慶二年五月五日
E	三山東九			
		出猥・雑之世界	24才四	出猥・雑之世界
		入妙趣之法門		入妙趣之法門
				出雑之世界
				入妙趣之法門
G	書陽三山東九井			
			32ウ六	
				竹野郡松原林
				他本

これらの例からみても、三手本系統の三本及び九大本・井上本との間にかなり近い関係を想定してもよいように思われる。

右にあげた例のいくつかを本文に即してみよう。Dの「松羅之」に続く語としては「頼藻之礼」と対をなすため「義」がふさわしい。「閏二月」「元慶二年」の方が史実に即してみれば正しい。

又、Eの例は「妙趣之法門」と対をなすので「雑之世界」より「猥雑之世界」の方が良さそうである。このようにみえてくると三手本系統の方が良い本文ではないか、という見方もできそうに思われる。し

かしながら、文意の通じ易い、良い本文が原典本来の姿に近いという想定ができるのと同時に、まったく逆の可能性も存在することを忘れてはなるまい。すなわち、一般に、意味が通るのは、後人の手で改変された結果と考えられることもしばしばあり、原典が誤りの皆無な本文であったとは限らないのである。特に、その系統独自の異字が極端に多く、その中に意味の通じ易い要素が少なくないこの三手本系統の本文のような場合、後者のような可能性を考えておく必要があるように思われる。

②内甲本・内乙本について

この二本の共通異字もかなり多い。代表的な例を数例あげてみる。

	B	内甲・内乙	他本
1ウ九	厭変而盡墨	厭変而盡墨	
6オ三	掩曲・朱臂	掩典・朱臂	
19ウ六	死而有知嘉慈・哀贈	死而有知嘉茲・哀贈	
29ウ七	逐沙鷗而而在路	逐沙鷗而而在路	
30オ四	ナシ	左大史山宿祢徳美牒	

以上の如くであるが、たとえば、「盡墨」は、「洗硯賦」の末尾の字句であり、この賦には最初に「池水為之黒」を韻字とすることが定められていることから、ここは「黒」字がこなければならぬ。内甲・内乙本は硯に取材した内容にひかれたのかもしれない。内甲・内乙二本を本文全体にわたって比較すると、行数・字数にとどまらず、字体に至るまで、内乙本には内甲本以外の新たな要素は

まったく加わっていないことがわかる。即ち、慶長写という古い伝本である内甲本を忠実に転写したのが内乙本とみることができるようである。内甲本は慶長の書写らしい趣をもつ本であるが、脱字、とりわけ空白のままにした欠字箇所がかなりみられる。内乙本は他本との校合の際、ミセケチや補入だけでなく、もとの字に加筆したり上から黒々と別字を記した場合も多く煩雑な印象を受ける。

内甲本及びその転写本と思われる内乙本と近い関係にあると思われるのは京大本である。表のFが示しているように、内甲・内乙・京大本に共通の異字は三五も数えられる。

	F	内甲・内乙・京	他本
7オ三	凌霄鳳翔	凌霄鳳翔	
37オ九	寅卯辰巳一日之點	寅卯辰巳百刻之點	
29オ八	在所不問	在所不問	在所不簡
	内甲・内乙・京	内丙静加書陽	三山東九井

③書陵部本・陽明本について

	C	書・陽	他本
6オ九	此此器之美	此器之美	
18オ三	有駕瑞之詞	有賀瑞之詞	
36オ一	暮烟扶而弥聾	暮烟扶而弥聾	

書本と陽本は組合せの表Cのように二本独自の共通異字が多いだけでなく右の第一の例のような重複箇所も共通している。又、全共通異字六二五中、書本は二〇五、陽本は二一八の異字をもつが、そのうちの一九一が書陽兩本に共通の異字である。更に二本を比較してみると、書本の二九の脱字箇所が陽本の八八の脱字箇所の中に完全に含まれている。これらのことから、この二本は同系統に属すと考えることができるようである。

ただし、非常に近い関係にあるかどうかは疑問である。たとえば兩本の間には僅かではあるが左のような異同がある。又、陽本は書本と一致する二九の脱字以外に六十程の脱落があり、同系統とは言え、先述の三手本とその転写本や内甲本と内乙本の間に見られるような緊密さは窺えない。少なくとも親子関係とは考

11才五	臣某言	書本	陽本
13才二	誕育之初	助奠祭	始・其・尊
23才九			

えられないようである。

書本・陽本を他本と比較するとやや微妙な性格をもっているように思われる。共通異字を例にして見てみよう。

- C 書陽・内甲内乙内丙靜加京三山東九井 42
- D 内甲内乙内丙靜加京書陽・三山東九井 37
- G 内甲内乙内丙靜加京・書陽三山東九井 30
- F 内甲内乙京・内丙靜加書陽三山東九井 35

I 内甲内乙京書陽・内丙靜加三山東九井 15

内甲本系統とは、Fのように対立する異字を三手本系統と共通してもち、Iでは内甲本系統とのみ共通する異字を有している。

6ウ二	手損功畢	書陽三山東九井	内甲内乙内丙靜加京
10才二	精誠誠苦求退去	書陽三山東九井	内甲内乙内丙靜加京
7ウ六	今集七卷	書陽三山東九井	内甲内乙内丙靜加京
I	内甲内乙京書陽		他本
18才五	熟為來哉		熟為來哉
18ウ九	老弱没亡		老弱没三
25ウ一	白業風着		白業風着
22才八	凡褒贈之誤	内甲内乙京書陽	内丙靜加
	一詔		三山東九井
	一設		

以上のように、書・陽本は、複数の要素を具有し、尚且つ独自の異字をも多くもつという、言うなれば、中間にあるような感じを有している。このような性格の本文が、転写に転写を重ねた結果によるものか、或いは逆に多系統に分岐する以前の原典に近い形を残しているのか、という問題は、本文の正誤をすぐに原典に結びつけて

即断できないのと同様に難しい。

④ 静嘉堂本・加賀本・内丙本について

この三本に於いては、三本のみに共通で他本とは異なる異字は九例にすぎないが、やゝ詳細に組合せの表をみると、A—Jにわたって三本は常に共通の異字を有していることに気づかされる。

三本中、静本と加本は書誌でもふれたように同じ識語をもつ。この二本の関係を見てみよう。共通の識語を次に示す。

右都氏文集一冊依

君命繕寫既成以弘文学院林學士柳谷野子

苞家蔵之二本校之

旨寛文壬子仲夏初九之日日永丈几識

「弘文学院林學士」に該当する人物としては、「弘文学院學士」の称号を受けた林鷲峯・林鳳岡父子があげられるが、鷲峯の受けたのが寛文三年十二月であるのに対して、鳳岡が受けたのは識語の寛文壬子〔十二年〕より十年程後の貞享四年である。従って「弘文学院林學士」とは「林鷲峯」のことであろう。又、「柳谷野子苞」とは「野間成大」のことである。以上から、この識語の大意は、日永丈几という人物が君命によって「君」なる人物の本を写し、林鷲峯と野間成大の家蔵本二本で校合したということであろう。

静本は全伝本中で最も脱字異字の少ない伝本である。そして加賀本はその静本に非常に近い本文をもっている。加賀本の本文にみられる静本との僅かな異同も静本に朱で傍書された校合文と一致するところから、加賀本は静嘉堂本の、或いは静本にきわめて近い本の転写本と考えてよいようである。

内丙本は脱字の少ない写本であるが、脱字三三三三中二四字が欠字

である。このことは内丙本の資料としての価値を下げているといえよう。

静・加・内丙三本を比較すると、総異字数六二五中、三本の何れかが異字をもつ数が一二一、そのうち三本が共通の異字をもつのが六六である。が、これ以外の五五の箇所ではかなり異なる要素を有しており、静本加本と内丙本とは、同系統ではあるがそれ程近い関係とは言えないと思われる。

以上①④にわたって、共通異字の組合せによって得られた結果に基づいてその上にあらわれた関係について考えてみた。これによって明らかになった伝本間のつながりを簡単に整理すると次のようになるであろう。

イ、三手本・山日本・東北大本は同系統に属す。三手本と山日本は親子関係にあり、東北大本も三手本の転写本である。

ロ、三手本及びその転写本と、九大本・井上本は近い関係にある。

ハ、内乙本は内甲本の転写本と思われる。

ニ、内甲・内乙本は京大本と共通の要素を多くもち、近い間柄にあるらしい。

ホ、書本と陽本は同系統に属す。

ヘ、書・陽本は中間的な性格をもっている。

ト、静本とその転写本とみられる加本、及び内丙本は同じ系統に属している。

前節では、伝本間の共通異字を中心にして大まかではあるが内部から系統を辿ってみた。

この節では外的特徴による溯源を目的として、特に著しい四ヶ所の脱漏を取り上げ検討を加える。

〔脱漏1〕陽本・三手本・東北大本・山口本・九大本・井上本に共通する一九字の脱漏である。東北大本と山口本は三手本の転写本であることが既に明らかになっており、脱漏をもつのは当然であるから検討対象から省く。残り四本の当該部分を脱漏のない本文と共に列記すると次の如くなる。

＜印は脱漏箇所。印は脱漏部分の前後の字を示す。

〔脱漏のない本文Ⅱ静33ウ二〜四〕書本も同じ。

弟子白某為報生我下誓之恩敬寫妙法華經。〔

部仍須來月七日於天台山發明題目伏惟 和〕

尚。慈悲在念汲引忘疲戒行薰修實無連類弟子〕

〔陽明本〕 (三手本)

尚。〇 法華

尚。〇 經。〇 尚。〇 無

〔九大本〕 (井上本)

尚。〇 尚。〇

尚。〇 尚。〇

以上のようにまったく同じ箇所を脱している。脱漏の前後には脱字を生じさせるような要因は見あたらず、偶然に一致したとは考えにくい。となると、これらの同じ脱漏をもつ四本の間には何らかの關係の想定が可能であるように思われる。四本を比較すると三手本

や九大本よりも陽本・井上本のように一行がすっかり脱落している方が、よりもとの姿をとどめているように思われる。静本や書本のようない形であった本文が、改行の際の目移りによる転写ミスにより陽本・井上本のようになり、更にそれを転写したため、三手本・九大本のような行の半ばの脱字がみられる、と考えることができよう。つまり、三手本・九大本はその親本（三手本では松下見林本）に既に一九字の脱文が存在していた、と考えるのが妥当であろう。

〔脱漏2〕三手本・（山口本・東北大本）・九大本・井上本にみられる九字の脱字である。

〔脱漏のない本文Ⅱ49オ八・九〕

評定擬文章生詩第事

荷鍾成雲詩 (三手本・九大本) (井上本)

評。鍾成雲詩 稀。鍾成雲詩

このように二行の文が一行に合わさったような形になっている。

脱漏1では共通の脱文を有していた陽本にはこの脱字はないが

〔此九字本三手本〕
評定擬文章生詩第事

という書入がある。転写の際の隣行への目移りから生じた脱字と理解してよいと思われるが、三手本・井上本、及び陽明本イ本の間をつなかりを示す脱字と言えよう。

〔脱漏3〕陽本のみにある一九字の脱字である。第二節で明らかになった書本と陽本のつながりをもとにして、この脱字を考えてみる。

〔脱漏のない本文Ⅱ書本〕 静3ウ三〜五、—は中略の印

自晷初香者亦——合氣有素遂—

則。梟者生於道——芽香者蕭於

宗廟。鬼神之口——若能性絶鷄

(陽明本)

梟初香者亦自——氣有素遂則。

廟。鬼神之口嘗——能性絶鷄鷄

ちようど一行分に相当する脱字であるが伝本中には「梟」で始まり「宗」で終わる行を持つ本はない。陽本と同系統とみられる書本は右のような字配りであり、この二本を比べると、陽本には脱字箇所の数行前に二〇字の行があり、以後、書本との同に一字ずつのずれがある。陽本が書本の様な形の本文を転写したとすると、行頭にくるのであろう。「梟」字がもと本に二字並んでいたため目移りを起こし次の行の「廟」を行の頭に写した、という見方ができるように思われる。又、この脱字は陽本のみに行われることから、現存する他の伝本中には陽本の転写本はないと言えよう。

〔脱漏4〕九大本のみにある七四〇余字の脱漏である。巻五の巻頭には良香の対策文二條が収められているが、九大本は「神仙策」の後半部分と次の「漏刻策」全文を欠いて、そのまま次の策問へ移っている。

(九大本28ウー・二〥静35ウ五―38オ五)

而極授絳桑之頼葦入道之。

策問

丁の変わり目ではなく行の途中で途切れていることから、この大きな脱漏は九大本によって生じた落丁や書き損じによるものではなく、九大本の親本におそらく二丁程度の落丁があったのであろうと想像される。

以上、四つの脱漏を取り上げてみたが、前節で明らかになった伝本間の関係を裏付けただけでなく、更に三手本・九大本・井上本と陽明本との関係をも窺うことができた。

四

ここでは特に第二・第三節で深く言及することのできなかつた京大本を取り上げて、少しく検討してみよう。

京大本には「都氏文集」本文と同筆の「都氏文集補遺」が合綴されていることは書誌で既に述べた。この補遺について述べる前に、「彰考館本」都氏文集にふれておこう。

彰考館にはその目録によると、かつて二本の「都氏文集」が所蔵されていたという。^(注12) どちらも戦災で焼失したということで、現在は彰考館蔵書中に「都氏文集」はない。川口久雄氏の御著書によれば、二本のうち的一本には、補遺が合綴され、光圀の慶安二年の跋文を有し、「本朝文集」の編集資料とされた、ということである。この本の本文は失われたが、跋文は光圀の「常山文集」巻十九に収められていて今もみることが出来る。即ち、

(前略) 今也余庠下冷泉藤君為景友善。一日君袖都宿禰良香文集一冊来示余。余欣欣焉曰。此崑山之片玉而合浦之還珠也。何從得此。及審閱之前後脱亡三四五卷僅存。余憂其不登雪之次漏于

此卷者雖片語隻字不敢廢棄隨着隨聞漫編其後。曰補遺。(以下略)

(大意) 友下冷泉為景が持って来た都氏文集は前後を脱亡した巻三四五から成るものであった。それを憂ひ、片語隻字といへど、目にふれ耳に聞くものをすべてあつめ、後ろにつけ、

補遺と名付けた。

この跋文によって光圀が「都氏文集」を得、補遺を編むに至った経緯を知ることができる。

さて、この光圀の時に編まれた「都氏文集補遺」は現在、京大本と内乙本でみることが出来る。三代格・朗詠・新撰朗詠・文粹などから良香の作品を集めたものであるが、両者はその内容に少しく差がある。京大本は、目録・論奏・序・記・伝・對策・雜著を収めるが、内乙本の方は以上の内容に更に議二篇と詩六首、及び光圀の跋文をもつ。どちらが本来の姿を忠実に伝えているか、彰考館本を見ることができない今は定かではないが、内乙本に於いて、京大本と重なる部分は一七字一〇行書であるのに、議詩の六丁は一六字八行書であるのは、注意すべきではあるまいか。京大本と内乙本に共通の部分は一字一句異同のないことも考え合わせると、あるいは、この共通部分に跋を付した形が慶安二年に編まれた補遺の姿であり、京大本は跋を脱し、内乙本は、後に更に議詩を加えた、という推定ができるのではないかと考えるのである。

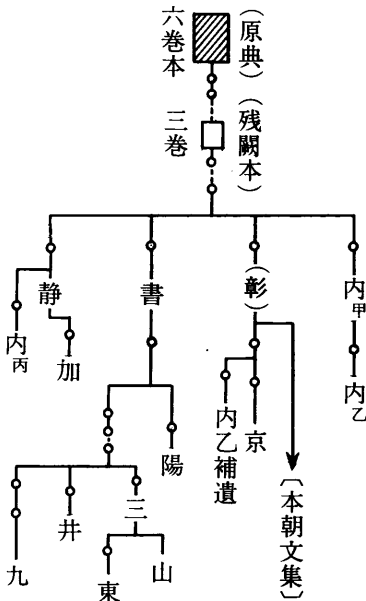
	京大本・本朝文集	他本
1ウ五	慈鳥晝浴出沒	慈鳥之晝浴出沒
11ウ四	須致懸車之請	頓致懸車之請
11ウ六	稅駕於蓬華之門	稅駕於蓬華之門
	赴遊於薛蘿之徑	赴遊於薛蘿徑
6ウ三	團扇遂分	團扇遂成
7オ七	幡々翔老	幡々翔老

京大本補遺が彰考館本の姿を伝えているとなると、補遺と一筆で合綴されている都氏文集の本文はどうであろう。上の表は、彰考館本を資料としたという本朝文集（新訂増補国史大系本）と京大本を比較したものである。

「本朝文集」所収の「都氏文集」は全体の半分程であるが、本文を比較すると京大本の独自異字と共通するこの様な例がかなりみられ、彰考館本とのつながりが指摘できるようである。

五

〔都氏文集伝本の想定系譜〕（ ）は現存しない本



系譜と言っても本と本の間を直接結ぶことのできるものは、三手本と山口本の間のみ、きわめて大きっぱなものである。

これらの現存十三本の中でより純粋な伝本はどれであろうか。転写回数のない写本程その蓋然性が高いと考えられるが、系譜の上からは内甲本・書本・静本の三本をあげることができよう。

内甲本はその書写が慶長年間という最も古い本であるが、第二節でも指摘したように、内甲本系統にのみ共通する異字が多い。又、脱字、とりわけ欠字の多さは信頼すべき本文としての条件からはずれるのではないかと思われる。

書陵部本は、陽本のみと共通する異字が多く、独自の要素を有し、更にとの系統の要素をも具有する中間本的性格がみられるのは第二節で述べた通りである。この性格が転写による混態であるためか、純粋な姿を伝えているためかは容易には決し難い。ただ、私としては、他本と異なる独自の性質を強くもつ本文に拠ることに對して疑問をもつてである。

その点に於いて、第一に十三本中脱字異字がもっとも少なく、第二に、独自の異字も不注意のためとしか考えられない(例、從四位↓從中位、申す↓申すなど)性質のものであるために却つて意圖的改変の要素が少なくと解釈でき、第三に、明確な書写年をもつ伝本の中では最も古い寛文の識語を有する、等の理由から考え合わせて、今はこの静嘉堂文庫本に拠るのが妥当であろうと考えるのである。

注

(1) 『平安朝日本漢文学史の研究上』一六九頁明治書院

(2) 林鷲業、名は怨、号、春高。

(3) 「孝経楼」は山本北山の藏書印である。(『日本の藏書印』昭二九) 山本北山は折衷字をおさめ、文化九年六一で没した漢学者。

(4) 山口図書館の似閑本のごとは、「防長に傳わる、今井似閑本目錄」(昭三二、山口図書館叢刊第三冊)に詳しい。

(5) 東北大本の存在は岡村繁先生の御指教による。

(6) この印は秋山茂憲の藏書印であるという。(『日本の藏書印』昭二九) 藏書堂に所蔵していた本を明倫堂に附与し、更に藏書堂が敬承したという本の来歴を語るのであろうか。

(7) 福智院本名義抄「手目テツカラ」

南史、劉苞伝「手目編緝」

(8) 野間成大、字は子苞・静軒、号は柳谷・白雲洞・澹樓、延宝四年六十九で没。

(9) 未詳。

(10) 校合本の所蔵者の名を明記して親本の蔵者にあれていないのは識語一般から考えると特殊に思われるが「君命」が行を改めている事からも、ここは君命に依つて君の書物を繕写し、他の二本と校合したとみるのがよいように思われる。

(11) 二本共、現存は不明、鷲業本は内閣文庫の三本とは異なるようである。

(12) 都氏文集 都長香著 一一 写
都氏文集并補遺 源光閣校及殿、慶安二跋文 一一 写

(13) 川口氏前掲著(注一)
【影考館圖書目錄】

〔付記〕

東北大学蔵本の存在は、岡村繁先生の御教示なくしては知りえないものでした。大切な御写真までお貸し下さいました先生に深く感謝いたします。

伝本調査の際快く閲覧をお許し下さいました、内閣文庫・書陵部・静嘉堂文庫・都立中央図書館・京都大学附属図書館・陽明文庫・三手文庫・山口図書館に深謝申し上げます。

〔追記〕

校正の段階で、渋谷栄一氏の「都氏文集諸本放」(『国学院雑誌』八五四号)に接した。拙論とは、書誌において多少重複する部分もあり、臆する気がしないではないが、方法論及び結論を異にするものであるため、あえて手を加えずにおくこととした。尚、氏の論に対する私なりの考えは、近日中に稿を改めて詳述する予定である。